

社会福祉法人一樹福社会

役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人 一樹福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費の実費額を支払うことができる。

（理事及び評議員の報酬）

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費額を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費額を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監事の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費額を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費について、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（支払方法）

第7条 役員及び評議員報酬の支払方法は、一事業年度の終了後に期日指定の上、支払うものとする。

2 支払われる役員報酬から所得税を控除する。

(改 廃)

第 8 条 本規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 17 日から改正する。